三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字平松一〇一六・一〇一七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十二年三月二十六日
農林水産大臣　赤松　広隆
一　保安林の所在場所　山梨県韮崎市旭町上條南割字三次山三三五七
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字三次山三三五七（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十二年三月二十六日
農林水産大臣　赤松　広隆
一　保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡身延町梅平字花立二九七四
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字花立二九七四（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十二年三月二十六日
農林水産大臣　赤松　広隆
一　保安林の所在場所　山梨県韮崎市岩下字前田一一五八、一一五九、一一六二、一二二〇、一二二一
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十二年三月二十六日
農林水産大臣　赤松　広隆
一　解除に係る保安林の所在場所　北海道上川郡上川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び上川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十二年三月二十六日
農林水産大臣　赤松　広隆
一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県肝属郡南大隅町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県庁及び南大隅町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十二年三月二十六日
農林水産大臣　赤松　広隆
一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県築上郡上毛町大字西友枝六八六・三九八二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県庁及び上毛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

官庁報告

官庁事項

人事院公示第6号

人事院は、人事院規則2－4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、昭和38年人事院公示第5号の一部改正に関し、次のとおり決定した。
平成22年3月26日
人事院総裁　江利川　毅

1　前書き中「人事院規則9－55－89（人事院規則9－55（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則）」を「人事院規則9－55－103（人事院規則9－55（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則）」に改める。
第2項第13号中(3)の次に（3の2）として次のように加える。
（3の2）　第2条の2第2号の規定に基づき、人事院が定めることとされている官署について定めること。
第2項第13号中(4)の次に（4の2）として次のように加える。
（4の2）　第4条第5項第1号又は第2号の規定に基づき、人事院が定めることとされている官署について定めること。
第2項第14号中「人事院規則9－55－89（人事院規則9－55（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則）」を「人事院規則9－55－103（人事院規則9－55（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則）」に改め、同号(1)中「附則第2項」を「附則第2条第1項」に、「額」を「官署」に改め、同号(2)中「附則第3項」を「附則第2条第2項又は第4項」に改め、同号中(2)の次に(3)から(6)までとして次のように加える。
(3)　附則第3条第1項又は第3項の規定に基づき、人事院が定めることとされている額について定めること。
(4)　附則第4条第1項又は第2項の規定に基づき、人事院が定めることとされている額について定めること。
(5)　附則第5条の規定に基づき、人事院が定めることとされている額について定めること。
(6)　附則第6条第1項の規定に基づき、人事院が定めることとされている額について定めること。
2　この決定による改正は、平成22年4月1日から効力を発生する。